

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案に対する修正案要綱

- 一 第十八条第一項及び第二項の措置を講ずるに当たっては、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第七条第一項に規定するストーカー行為等をいう。）その他の事由により女性の職業生活における活躍に支障が生じている場合については、その女性の置かれた状況に応じて必要な配慮がなされるものとする。 （第十八条第三項関係）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。